

千葉県柔道連盟 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉県柔道連盟(以下「本連盟」という。)における倫理に関する基本的な事項を定め、これを推進することにより、本連盟および本県柔道界全体に対する社会的な信頼性を維持・向上させることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、本連盟に会員登録をしているすべての柔道人および本連盟の役職員に適用する。

(法令等の遵守)

第3条 本連盟に会員登録をしているすべての柔道人および本連盟の役職員は、は、各種法令および本連盟の規約、その他の規程・内規等を厳格に遵守し、社会的規範にもとることのなきよう行動しなければならない。

(禁止行為)

第4条 本連盟に会員登録をしているすべての柔道人および本連盟の役職員は、以下の各号に示す行為を行ってはならない。なお、役員・監督等の指導者たる立場にある者は、自らを厳しく律するとともに、その違反の予防を徹底しなければならない。

(1) 身体的・精神的暴力行為

いかなる場面においても、その問題解決の手段として、身体的または精神的な暴力行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)を行ってはならない。

(2) セクシュアル・ハラスメント

性的言動、表現によって相手に不快感を与える行為を行ってはならない。

- ①指導技法のつもりであったり、親しみの表現であったとしても、相手によっては不快感を抱くことがあることを、よく認識すること。
- ②本人にその意思がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合にはセクシュアル・ハラスメントに該当する場合があることを、よく認識すること。
- ③セクシュアル・ハラスメントを受けたと感じた場合には、相手に対して不快であることを明確に意思表示すること。

(3) 指導的立場を利用した不適切な行為

役員・監督等の指導者たる立場にある者は、その立場を不適切に利用してはならない。また、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係や、大会関係者としての権威などを利用して、威圧的な行為やいじめ、差別等を行ってはならない。

(4) ドーピングおよび薬物使用

ドーピングは、フェアプレーの精神に反するばかりでなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行ってはならない。

- ①本人の意図的なドーピングがない場合であっても、摂取した薬品や飲食物にドーピング対象薬物が含まれている場合もあるため、十分注意すること。
- ②麻薬や覚醒剤等の薬物の使用は、反社会的な行為であるのみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても使用してはならない。

(5) 大会運営ならびに施設利用時の不適切な行為

円滑な大会運営を妨げるような行為や、利用する施設等を損壊するような行為は厳に慎まなければならない。常に柔道人として自覚ある行動をとらなければならない。

(6) 経理処理・金銭等に関する不適切な行為

経理処理・金銭等に関して、横領、利益供与、贈収賄、不正経理など不適切な行為をしてはならない。

(違反者の処分)

第5条 この規程に違反した者に対する処分は、本連盟の規約の定めによるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、役員総会の決議を経て行う。

(附則)

1. この規程は、平成25年4月7日から施行する。